

恵那市パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策、計画、指針等（以下「政策等」という。）の策定過程における市民等の市政への参画の機会を提供するとともに、行政運営の透明性の向上を図り、公平公正で開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 政策等の策定過程において、その案の趣旨、内容等を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に在住、在勤又は在学をする者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ パブリックコメント手続に係る政策等に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画及び指針等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度又は方針を定めることを内容とする条例又は規則の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (4) その他市民等の生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則等の策定、改定、制定又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、市長は、政策等の策定が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 意見を聴取する手続が法令、条例又は規則に定めがある場合
- (2) 緊急を要すると認められる場合
- (3) 軽微な変更又は改廃と認められる場合

- (4) 法令の制定又は改廃その他の事由により、市長に裁量の余地がないと認められる場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合
- (6) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関がパブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる方法により意見聴取を行う場合
(政策等の案の公表)

第4条 市長は、政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、あらかじめ当該政策等の案を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景に関する資料
- (2) 政策等の案を作成した際に整理した論点及び市の考え方に関する資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が当該政策等の案を理解するために必要な資料
(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、同条第1項の政策等の案及び同条第2項の資料が相当量に及ぶ場合は、政策等の案を公表する部署（以下「所管部署」という。）における閲覧方法により公表することができる。

- (1) 所管部署及び振興事務所の窓口における閲覧及び配布
- (2) 市のウェブサイトへの掲載
- (3) 恵那市役所情報公開コーナーへの配置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

2 市長は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ市の広報誌、ウェブサイト等に掲載するなどして、広く市民等に周知するものとする。

(意見の提出)

第6条 市長は、政策等の案を公表した日から起算して概ね30日以上の間を設けて、意見の提出を受けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

2 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便

- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名及び電話番号（法人その他の団体にあつては、所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）を明らかにするものとする。

（意見の取扱い及び公表）

第7条 市長は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の策定について意思決定を行うものとする。

2 市長は、政策等の策定について意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。この場合において、政策等の案を修正したときは、その修正内容を併せて公表するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提出された意見が恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号）第7条に規定する非公開情報に該当する事項については、公表しない。

4 第2項の規定による公表の方法については、第5条第1項の規定を準用する。

（実施状況の公表）

第8条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、市のウェブサイトに掲載し、これを公表するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年1月1日から施行し、同日以後に策定される政策等について適用する。